

長久手町と愛知県立芸術大学との連携に関する協定書

(目的)

第1条 長久手町（以下「町」という。）と愛知県公立大学法人愛知県立芸術大学（以下「大学」という。）とは、相互の発展と充実に資するため、情報、資源及び研究成果等の交流を促進し、地域社会の芸術、文化、教育、まちづくり等の振興のために連携し協力するため、次のとおり協定を締結する。

(連携協力の推進)

第2条 町及び大学は、この協定に基づき、包括的な連携のもと、協力して双方の発展と充実を図るものとし、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 知的・物的資源の相互活用に関すること。
- (2) 芸術文化及び教育に関する相互交流に関すること。
- (3) 芸術のまちづくりの推進、地域振興、学術振興に係る各種事業や計画に関すること。
- (4) 文化行政に係る調査・研究及び事業に関すること。
- (5) その他町及び大学が協議して必要と認める事項

(連絡調整)

第3条 両者は、前条に掲げる連携事項の円滑な運営及び推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する所管部署を定め、必要に応じて協議を実施する。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3か月前までに、両者のいずれから改廃の申し出がない場合は、更に3年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、町及び大学が協議して、別途定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成して両者が署名の上、各々1通を保有する。

平成22年6月24日

長久手町

愛知県公立大学法人

愛知県立芸術大学

長久手町長

学長

加藤 梅雄



磯見 輝夫

